

體的なる労務實施計畫を設定し勞務の優先的充足を行ふこととなしたこと

五、中小商工業者よりの職業轉換者は企業整備の促進

に伴ひ之が活用に遺憾なきを期せること

六、女子に付ては未婚女子を主たる對象として之が動員を強化し特に事務職員及公務要員に在りては出來得る限り女子を以て男子に代替せしむること

七、新規國民學校修了者及新規中等學校卒業者の給源を確保する爲不急と認めらるゝ學校殊に所謂各種學校等に對し之が制限又は收容定員の抑制等の措置を講ずること

八、滿洲開拓民、滿洲開拓青少年義勇軍に付ては滿洲開拓第二期五ヶ年計畫に基き實行可能なる限度に於て努めて供出を圖ること

九、南方占領地に於ける要員は原則として現地調達とし必要なる指導者の送出に付考慮すること

一〇、朝鮮人労務者に付ては皇民精神の勃興に伴ひ之が移入増加を行ふこと
更に豫め推定し得る臨時的又は季節的の要員に付ては其の給源を一般國民と學生生徒に區分して計畫し之が需給の調整は主として國民勤労報國協力令の活用に俟つこととしたのである。

要するに本年度國民動員實施計畫は需要の龐大なるに拘らず供給力に一定の限界存するが爲省の部面に於ても前年度より數的には相當の減少となつた。從つて需要者側に於ては勞務管理其の他各般の工夫を遂げ能率發揮により其の要員の節減を圖り以て生產又は業務の實效を擧ぐべく努めなければならない。即ち業務の管理方法、生產技術の改善並に勤労態勢の刷新等凡

ゆる方面に亘り工夫を凝らし業務能率の向上、生產能率の増進に向つて邁進し要員の數的不足を補填して國家の總力發揮に邁進せられたいのである。

大東亞建設の爲には内地を初め外地滿支其の他の大陸亞地域に於ける要員は益々多きを加ふるは必至であるから既定方針に基き國內に於ける職業再編成の促進を圖るは勿論大東亞に於ける他民族の協力方法に就ても目下考慮を加へつゝあるが國民各位に於かれては大東亞戰爭完遂の堅き決意の下に政府と一體此の國家的要請に應じ益々勤労奉公の誠を盡されんことを切望する次第である。

工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置の閣議決定

産業立地並に人口配置の適正化を目指として昭和十

五年九月閣議決定を見た國土計畫要綱は爾來企畫院を中心としてその具體化に努められてゐるが、當面の急に對處する暫定措置をして昭和十七年六月二日の閣議は工業規制地域及び工業建設地域に關する措置方策について正式決定するに到つた。企畫院總裁談を以て發表せられたる措置要領並に同日官報を以て告示せられた右工場規制地域に關する内務省告示、及び之に關する内務省當局談を掲ぐれば左の如くである。

要するに本年度國民動員實施計畫は需要の龐大なるに拘らず供給力に一定の限界存するが爲省の部面に於ても前年度より數的には相當の減少となつた。從つて需要者側に於ては勞務管理其の他各般の工夫を遂げ能率發揮により其の要員の節減を圖り以て生產又は業務の實效を擧ぐべく努めなければならない。即ち業務の管理方法、生產技術の改善並に勤労態勢の刷新等凡

に於て工業及人口が過度に集中を來して居る四大工業地域に對して工場の新設又は增設の規制を行ふと共に内地に於て差當り急速に生產力擴充を必要とする業種に付工業建設候補地を定め、此等の地域に對して立地條件の整備を圖り以て内地に於ける産業の合理的なる發展に資せんとするものである。

本來斯くの如き措置實施に付ては國土計畫及地方計畫に關する基礎法規の整備を必要とするは勿論であつて目下之が研究立案中なるが、四大工業地域及其の近傍に於ける現狀以上の工場の集中は都市生活の弊害を増大し空襲に對する防衛を一層困難ならしむるに至るのみならず又生產擴充其のものを却て非能率的ならしむる根ある等事態緊急を要するに鑑み國土計畫及地方計畫の豫備的暫定措置として實施することと致す次第である。

工業規制地域に關する暫定措置の要領に付き述ぶれば、先づ工業規制を行はんとする地域は四大工業地域即ち東京、横濱を中心とする地方、名古屋を中心とする地方、京都、大阪、神戸を中心とする地方、下關、北九州五市を中心とする地方であつて其の範圍は防空法第五條の五第一項の規定に依り内務大臣の指定する地方である。

工業規制地域内に於ける工場の新設又は増設は次の場合であつて防空上支障なき場合は原則として認めない方針である。

(一) 金屬工業・機械器具工業又は軍需充足上必要

なる化學工業にして、既存設備の能率的利用を爲さしむる爲特に擴充を爲す必要ある場合若は既設の企業と分離して規制地域外に立地することが當面の軍

設地域に關する暫定措置は國土計畫的見地に基き内地

工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置

(昭和十七年六月二日企畫院總裁談)

需生産擴充上甚だしき支障を生ずる場合

(二) 本措置決定前既に法定の許可を受け事業に着手し之を中止せしむることが事業者に甚だしき損失を與ふる場合

工業規制の實施に當りては防空法・臨時資金調整法・諸事業法・臨時農地等管理令等現行法規の運用との調和を圖り其の目的を達せんとするものである。

本措置は運用上準據法規が多岐に亘つてゐる爲政府に於ても此等の法規の運用に付相互に矛盾なき様關係各廳間の連絡に付遺憾なきを期する考であるが、關係各方面に於ても本措置の趣旨を十分諒解せられて所期の目的達成に協力せられんことを望む次第である。

工場規制區域指定

(昭和十七年六月三日
内務省告示第四百四十四號)

防空法第五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ同法施行規則第三條第一項ノ規定ヲ適用スル區域(工場規制區域)左ノ通之ヲ指定ス

東京府 東京市、八王子市、立川市、西多摩郡福生町、

南多摩郡横山村日野町七生村由木村多摩村稻城村鶴

川村南村町田町忠生村堺村由井村、北多摩郡

京都府 京都市、乙訓郡向日町久世村久我村羽束師村

大山崎村新神足村、宇治郡久世郡、綴喜郡八幡町都

都城村有智鄉村大住村田邊町

大阪府 大阪市、堺市、岸和田市、豐中市、布施市、

池田市、吹田市、泉大津市、三島郡富田町高槻町三

箇牧村五領村島本町茨木町三島村玉島村春日村三宅

中豐島村南豐島村庄内町小曾根村、泉北郡鳳町尾

村濱寺町高石町取石村福泉町東百舌鳥村深井村八田

莊村信太村和泉町忠岡町南王子村北松尾村、泉南郡

貝塚町佐野町、南河內郡南八下村北八下村日置莊村

黑山村丹南村丹比村埴生村高鷲村藤井寺町道明寺村

志紀村、中河内郡、北河内郡

神奈川縣 横濱市、川崎市、平塚市、鎌倉市、藤澤市、

鎌倉郡、高座郡

霞町内間木村新倉村白子村片山村、入間郡古谷村南
古谷村高階村福岡村大井村鶴瀬村南畠村水谷村宗岡
村三芳村柳瀬村松井村富岡村

所澤町山口村吾妻村小手指村
三ヶ島村宮寺村豊岡町藤澤村
入間村堀兼村福原村奥富村入
間川町日東村大田村、南埼玉

郡川通村大袋村荻島村柏崎村
和土村新和村出羽村浦生村川
柳村八條村八幡村潮止村大相
模村越ヶ谷町大澤町、北葛飾

郡戸ヶ崎村八木郷村
千葉縣 千葉市、市川市、船橋

市千葉郡幕張町津田沼町二

宮町、東葛飾郡浦安町南行徳

町行徳町鎌ヶ谷村大柏村松戸

町高木村
愛知縣 名古屋市、愛知郡鳴海

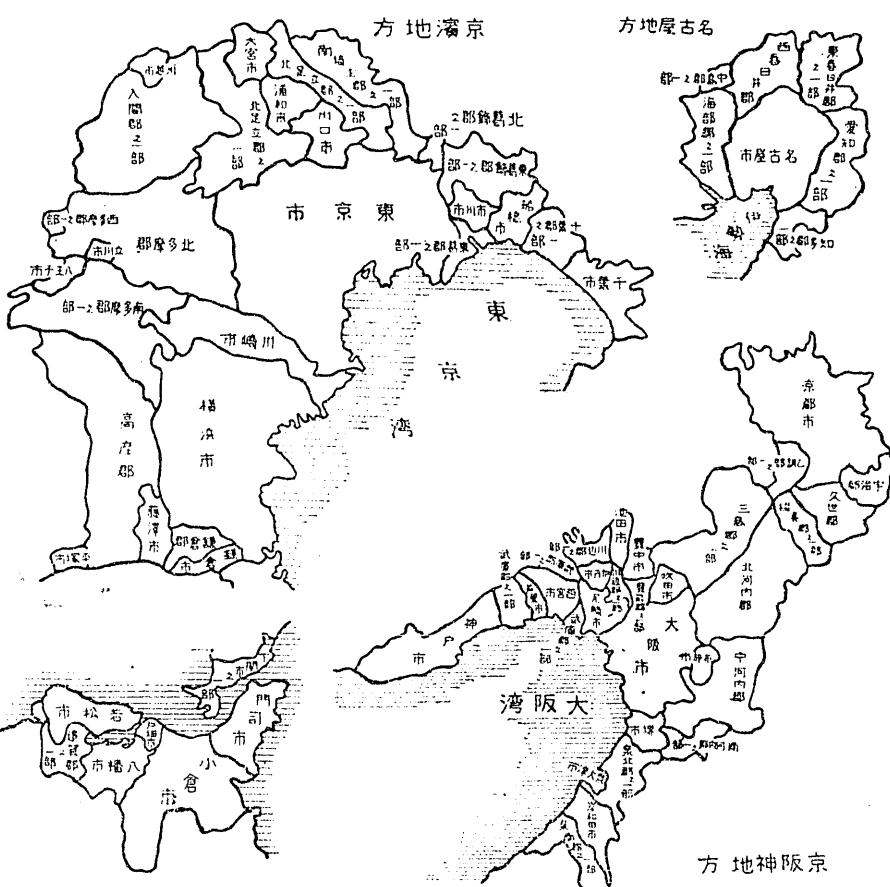
町天白村猪高村、東春日井郡

勝川町鷹來村篠木村鳥居松村

守山町、西春日井郡、中島郡大

里村、海部郡七寶村美和村甚
目寺町大治村富田村南陽村蟹

江町、知多郡有松町大高町上



今後はこの工場規制区域内に於ては建築面積の合計
内務省當局談
除外)
福岡縣 若松市、八幡市、戸畠市、小倉市、門司市、
遠賀郡水巻町折尾町

馬宮村植水村指扇村七里村春岡村志木町大和町朝

二千平方米を超える工場又は常時使用の原動機馬力數の合計二百を超える工場の新築又は増築（工事中を含む）は地方長官の許可を要することとなつた、なほ増築の結果右の面積又は馬力數を超えるに至る場合も同様である、この工場規制区域内の工場の新築又は増築の許否は右閲議決定の趣旨にも明かなる如く防空上の見地より決するのであるが臨時資金調整法等關係法令の運用との連絡は十分考慮することになつてゐる。許可申請の手續等は既に關係地方廳において準備してゐるから關係ある向は地方廳鑑防課に連絡とつて手落なく手續されたい。

（備考）防空法第五條ノ五ノ第一項 主務大臣ハ防

空上工場ソノ他ノ特殊建築物ノ分散ヲ圖ルタメ必
要アルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ一定ノ區域ヲ
指定シソノ區域内ニオケル特殊建築物ノ建築ヲ禁
止マタハ制限スルコトヲ得

労働者年金保険法一部施行期日の件 公布

労働者年金保険法ノ一部施行期日ノ件

（昭和十七年五月二十六日
勅令第五百四十六號）

労働者年金保険法中保険給付及費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ第七十六條ノ規定ハ昭和十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省人口局に於ける人口問題啓蒙 ポスターの製作

厚生省人口局に於いては嘗て本人口問題研究所に於いて調査せる出産力調査その他の調査結果に基き人口問題に關する國民的啓蒙を目的として色刷ポスターを製作したが、その寫眞版を掲ぐれば別掲の如くである。

厚生省人口局

我が國出生死亡率の動向

